

受給手続きの
確認を

児童手当など各種手当のお知らせ

市は、子育て世帯を対象に児童手当などの手当を支給しています。支給を受けるにはいずれも申請が必要です。申請がまだの方は子育て手当課に相談してください。

問 子育て手当課
(0798・35・3190)

児童手当

児童手当は、子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として支給されます。

この手当は、子育てに関する費用に用いることが義務付けられています。子育ての費用である給食費や保育料を滞納し、手当を子育てと関係のない用途に使うことがないようご理解をお願いします。

なお、児童手当を子育て支援事業のために寄付することもできます。詳しくはお問い合わせください。

【支給対象】 15歳到達後の最初の3月末までの児童を、国内で養育している人。受給者・児童が海外に居住している場合は届出が必要

※公務員は職場で支給されます
※夫婦が離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している親が優先的に手当を受給できます(諸条件あり)

【所得制限】 児童2人を扶養している人で706万円(収入額の目安は917万8000円)
【支給月】 2・6・10月

対象	支給額(月額)
0歳~3歳誕生日月	1万5000円
3歳誕生日月翌月~ 小学6年生	第1子・第2子 1万円 第3子以降 1万5000円
中学生	1万円

※特例給付(所得制限限度額以上)は1人一律5000円

児童扶養手当

【支給対象】 父母の離婚や死別などで父または母と生計をともにできないか、重度障害の父または母がいる児童を養育する人。一部公的年金等との併給可。所得制限あり

【支給期間】 児童が18歳に到達する日以降の最初の3月末まで。ただし、心身に中度以上の障害がある児童は20歳未満

【支給月】 4・8・11月
※来年からは奇数月(1・3・5・7・9・11月)に支給

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	4万2910円	1万120円~4万2900円
2人	5万3050円	1万5190円~5万3030円
3人	5万9130円	1万8230円~5万9100円

※4人目以降は1人増えるごとに3040円~6080円加算
※支給額は4月分(8月振込分)からの金額

特別児童扶養手当

【支給対象】 身体、精神、または知的障害の程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。所得制限あり

【支給月】 4・8・11月

	支給額(月額)
1級(重度障害)	5万2200円
2級(中度障害)	3万4770円

※支給額は4月分(8月振込分)からの金額

未婚の児童扶養手当受給者への 臨時・特別給付金

10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、臨時・特別の措置として給付金を支給します。

【支給対象】 次の要件をすべて満たす人▷令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母▷基準日(10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない▷基準日において、事実婚をしていないまたは事実婚の相手の生死が明らかでない

【申請期間】 来年2月3日まで 【支給額】 1万7500円

【支給時期】 原則来年1月

児童扶養手当 特別児童扶養手当 更新手続きはお早めに

7月以前から児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している人は、8月に更新の手続きが必要です。該当者には更新用の書類を送付します。2年間続けて手続きしない場合は、受給資格が無くなる場合があります。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
受付期間	8月13日~26日	8月9日~26日
提出物	現況届 提出が遅れると11月の振込が一時的に差し止めとなります	所得状況届 提出が遅れると11月の振込に間に合わない場合があります

※8月13日以降の受付は市役所本庁舎2階252会議室で実施
※8月25日(日)は市役所東館7階で休日受付を実施
◆8月13日(火)・19日(月)に、ひとり親を対象としたハローワーク西宮の臨時窓口を市役所本庁舎内に設置

市立中央病院 地域医療支援病院として承認

問 市立中央病院
(0798・64・1515)

市立中央病院は、6月24日に地域医療支援病院として承認されました。地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、重症救急患者の受入等、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい機能を有する病院に都道府県知事が承認するものです。市立中央病院は、引き続き地域の医療機関・かかりつけ医等との連携・信頼を深めていきます。

「地域医療支援病院」承認による主な効果

・医療機器等の共同利用を実施

市立中央病院の医療機器(CT、MRI、内視鏡など)等を地域のかかりつけ医(診療所・クリニック)に開放することで、普段から診察してもらっている先生と市立中央病院の主治医が連携し、皆さんに質の高い医療を安心して受けていただくことができます。

・地域の医療従事者へ研修を実施

地域の医療従事者を対象とした医学的講習会や参加型の感染対策・医療安全等カンファレンスを定期的に行い、地域医療の向上に貢献していきます。

9月2日 まで 外国籍幼児の 市立小学校入学手続き

教育委員会は、市立小学校に入学を希望する外国籍幼児の入学手続きを受け付けています。

令和元年8月4日時点で住民登録をしていて、平成25年(2013年)4月2日~26年(2014年)4月1日に出生した子がいる家庭に、案内書を送付しています。案内書が届かない場合は、学事課へ連絡してください。

【申込】 案内書に添付している申請書を9月2日(消印有効)までに学事課(市役所東館7階)へ持参か郵送を(郵送の場合は、特定記録など確認がとれる方法で)

※現在、市立小学校に通学する6年生の外国籍児童で、市立中学校の入学を希望する場合は、入学手続き不要

問 学事課 (0798・35・3850)

消費生活 ガイド



トラブルにあったら
消費生活センターに相談を。
0798・64・0999

医療費や保険料等の還付手続きのためとATMに誘導し、預金をだまし取る詐欺にご注意を。

◆相談事例

市役所から「100万円以上の残高のある通帳を持って手続きすれば、口座に2万8000円の還付金が振り込まれる」という電話があったので、通帳を持ってATMに行き、指示された暗証番号「982337」の入力操作をした。その後、還付金が振り込まれたと思い残高を確認した

多発する還付金詐欺に注意!

ところ、他人の口座に98万2337円が振り込まれていることが分かった。

◆消費者へのアドバイス

・市役所などの公的機関や金融機関の職員がATMの操作をするように連絡することは絶対にありません
・「お金が返ってくるのでATMに行くように」といった電話があったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センター等に相談してください